

証券コード 5973

2019年6月10日

株 主 各 位

大阪府四條畷市中野新町10番20号

株式会社 トーアミ

代表取締役社長 北川芳仁

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府四條畷市中野新町10番20号 当社本社3階会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第80期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件第80期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

<会社提案：第1号議案から第4号議案まで>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案：第5号議案から第8号議案まで>

- 第5号議案 定款の新設の件
- 第6号議案 剰余金の処分の件
- 第7号議案 取締役2名解任の件
- 第8号議案 会計監査人（ネクサス監査法人）解任

4. 議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、上記のとおり株主提案がなされており、その内容は後記の株主総会参考書類の第5号議案から第8号議案までに記載しておりますが、取締役会としてはこれらの議案に反対しております。

<第1号議案及び第6号議案の議決権行使に関する注意事項>

第6号議案は第1号議案の会社提案と両立しないため、賛成の表示はいずれか一方に行ってください。

共に賛成された場合は、第1号議案及び第6号議案への議決権の行使は
いずれも無効として取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toami.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなど、内需は緩やかな回復を維持する一方、米中の貿易摩擦や中国経済の減速の影響から輸出や生産については弱さが見られ、基調としては足踏み状態が続きました。海外経済については、米国が着実な成長を維持する中、英国のEU離脱問題などによる欧州の混乱や中国経済の停滞が予想されるなど楽観視できない状況で推移いたしました。

当社グループの主な事業分野である建設・土木業界におきましては、企業の設備投資が堅調に推移したことにより、工場や倉庫等の民間非住宅建設投資は緩やかな増加基調を辿りましたが、建築構造別に見ると鉄筋コンクリート造に比べ、人件費抑制や工期短縮に有利な鉄骨造の建築の伸びが大きく、当社製品の市場環境としては厳しい状況が続きました。

このような環境において、当社グループは、あらゆる顧客の様々なニーズに対して高い品質と安定した供給で応える一方、材料価格の高止まりに対する販売価格の適正化に取り組んだ結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、126億96百万円（前年同期比 7.5%増）となりました。

損益面におきましては、販売価格の改善は進んだものの、昨年から続く材料価格の上昇を全て転嫁するには至らず、営業損失は28百万円（前年同期は営業損失1億63百万円）となりました。また、為替差益等を計上したことにより、経常利益は39百万円（前年同期は経常損失31百万円）となりました。また繰延税金資産の取崩し等による法人税等調整額を89百万円計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は72百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失61百万円）となりました。

当社グループの売上高を品目区分別に示すと、次のとおりであります。

区 分	第 79 期 (2018年3月期)	第 80 期 (2019年3月期)	前 期 比 増 減	
	金 額	金 額	金 額	増減率
土 木 建 築 用 資 材	千円 11,808,568	千円 12,696,687	千円 888,119	% 107.5
合 計	11,808,568	12,696,687	888,119	107.5

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は312百万円で、主に製造設備の更新、改良を実施しました。

③ 資金調達の状況

当事業年度に増資あるいは社債発行、長期借入金等、特別の資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2016年3月期)	第78期 (2017年3月期)	第79期 (2018年3月期)	第80期 (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	13,499,339	11,192,599	11,808,568	12,696,687
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	404,003	351,530	△31,724	39,352
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) (△は純損失)	362,613	339,276	△61,878	△72,523
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	58.95	55.16	△10.04	△11.73
総 資 産 (千円)	14,721,422	14,606,186	14,885,886	15,232,181
純 資 産 (千円)	10,726,867	11,023,849	10,758,775	10,522,008
1株当たり純資産額 (円)	1,743.91	1,792.19	1,743.68	1,700.73

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2016年3月期)	第78期 (2017年3月期)	第79期 (2018年3月期)	第80期 (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	11,953,294	9,893,130	10,346,899	11,107,507
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	391,705	291,673	△43,602	123,701
当 期 純 利 益 (△は純損失) (千円)	332,227	300,837	△67,521	27,386
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	54.01	48.91	△10.96	4.43
総 資 産 (千円)	12,886,011	12,785,180	12,698,701	13,048,599
純 資 産 (千円)	10,193,648	10,432,563	10,154,676	10,073,718
1株当たり純資産額 (円)	1,657.22	1,696.06	1,645.77	1,628.27

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
住倉鋼材株式会社	50,000千円	100.00%	土木建築用資材（溶接金網、フープ等）の製造販売

② その他の重要な企業結合の状況

SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANY については、当事業年度より持分法の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く環境は、消費増税後の駆け込み需要の反動が予想されるものの、首都圏及び近畿圏における分譲マンションの需要は継続し、また民間非住宅建設投資についても、2025年の開催が決定した大阪万博の関連施設や、インバウンド需要に伴うホテルやリゾート施設の開発、さらには物流合理化による消費地周辺の配送センターの新規建設など、中長期的な建設需要は堅調な推移が見込まれます。

一方、建設現場における人手不足や人件費の高騰、それに伴う工事遅延や着工件数の減少、さらにはそれらへ対処するための建築工法の多様化など、当社製品の供給先である建設業界の課題も顕著となり、本来耐震性など強度の確保が強みである鉄筋構造物から、人件費の抑制や工期短縮などの経済的効果が見込める鉄骨構造物へのシフトが進み、そのためワイヤーメッシュ需要の減少が当業界の受注及び価格競争を長引かせ、足下の適正利潤の確保に支障を来たしつつあります。また、将来における少子高齢化による人口の減少と、それに伴う建設需要の縮小など、長期的な展望における建設需要の動向は不透明な状況にあり、そのため、新たな需要開拓をおこなうべく、今後の成長と発展が見込めるベトナムへの進出を果たしましたが、ワイヤーメッシュの本格的な需要到来にはまだ時間を要する段階にあります。

このような環境において、当社グループは、未来指向の柔軟な発想をもって、新たな可能性を実現するため設備投資を促進し、関連業種とタイアップするなど、顧客ニーズに叶う製品開発や複合的なサービスの提供を模索し、今後とも建築構造物の安全と安心を支え、当社グループの「あるべき姿」を追求してまいります。

そのため、当社グループは、昨年から掲げた以下の4つの施策を優先課題と位置付け、経営成績及び企業価値の向上に努めてまいり所存であります。

- ① 生産性の効率化によるコスト構造の改革
- ② 将来を見据えた設備投資による製品供給体制の再構築
- ③ 人員の適正配置と人材育成による顧客サービス力の向上

④ IT活用による経営の効率化

今後も当社グループは、経営の透明性と公平性の確保に努め、コーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、建材製品の専門メーカーとして、土木建築用資材の製造、販売を営んでおり、他社商品の仕入、販売も行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の営業所及び工場

事業所名	営業内容	所在地
本社	—	大阪府四條畷市
関東事業部	営業部・千葉工場	千葉県白井市
中部事業部	営業部・愛知工場	愛知県岡崎市
関西事業部	営業部・奈良工場	奈良県生駒市
	営業部・四條畷工場	大阪府四條畷市
中国事業部	営業部・岡山工場	岡山県瀬戸内市
北九州事業部	営業部・福岡工場	福岡県飯塚市
南九州事業部	営業部・都城工場	宮崎県都城市

② 子会社の営業所及び工場

会社名	営業内容	所在地
住倉鋼材株式会社	営業部・本社工場	福岡県北九州市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
240名(39名)	— (5名増)

(注) 使用人数は就業人員数(グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207名(30名)	— (5名増)	44才10ヶ月	16年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数(社外から当社への出向者を含む)であり、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	540,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	489,000千円
株式会社三井住友銀行	230,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,400,000株
- ③ 株主数 1,463名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
セントラル硝子株式会社	1,104千株	17.84%
東洋物産株式会社	618	10.00
細川幸祐	318	5.15
北川芳仁	295	4.77
北川恵以子	190	3.07
トーアミ従業員持株会	163	2.65
小林茂	148	2.41
田中真知子	137	2.21
北川麻理子	115	1.86
佐々木裕紀子	115	1.86

(注) 当社は、自己株式213,251株を保有しておりますが、表記しておりません。

なお、上記の持株比率は、発行済株式の総数から当該自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北川 芳仁		
取締役会長	北川 芳徳		
常務取締役	服部 利昭	管理本部長	
取締役	佐々木 利昭	北九州事業部長 兼 南九州事業部長	
取締役	下田 修一	海外事業推進担当	SMC TOAMI LLC 社長
取締役	木村 芳博		
取締役 (常勤監査等委員)	吉川 保		
取締役 (監査等委員)	林 秀春		林秀春税理士事務所 税理士 株式会社シマブンコーポレーション 社外監査役 株式会社フジデン 社外監査役
取締役 (監査等委員)	近藤 正和		日本エスリード株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 木村芳博氏及び取締役 (監査等委員) 林 秀春氏並びに近藤正和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 林 秀春氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 近藤正和氏は、金融機関において融資・審査部門の要職を歴任し、長年にわたって企業の経営分析及び再建に関わる幅広い見識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 吉川 保氏は、20年間にわたり当社の経理部長を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役木村芳博及び取締役 (監査等委員) 近藤正和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役 (監査等委員) 林 秀春氏の重要な兼職先である林秀春税理士事務所及び株式会社シマブンコーポレーション並びに株式会社フジデンと当社との間には特別の関係はありません。
7. 取締役 (監査等委員) 近藤正和氏の重要な兼職先である日本エスリード株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	7名	120,353千円
取締役（監査等委員）	3名	13,200千円
合 計	10名	133,553千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、2018年6月28日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与を除いております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額として、9,668千円が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額2億50百万円以内と決議いただいております。なお別枠で、同株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 村 芳 博	当事業年度中は体調を崩したことから、開催された取締役会14回のうち9回の出席となりましたが、現在は回復し、金融機関出身者の見地から、経営施策等に対する適切かつ積極的な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	林 秀 春	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、また監査等委員会6回のうち全てに出席し、税理士としての専門的見地及びその他経営全般に関する指導的発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	近 藤 正 和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、また監査等委員会においても6回のうち全てに出席し、法令順守及びコーポレートガバナンス強化の観点から積極的な発言を行っております。

④ 社外役員の子報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	子会社からの役員報酬等
社外役員の子報酬等の総額	3名	8,400千円	一千円

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 木村芳博氏及び社外取締役（監査等委員）林 秀春氏並びに近藤正和氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

ネクサス監査法人

② 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	17,000千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、全ての取締役及び使用人が社会の信頼に応えるコンプライアンス体制の維持向上のため、代表取締役社長自身が企業活動の基本であるコンプライアンス精神を遵守し、かつ伝達、啓蒙し、管理本部に内部統制推進部門の責任者として担当取締役を置いている。
- ・ 担当取締役は、当社及び子会社の内部統制を推進するため、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」及び「トーアミ・グループコンプライアンス・マニュアル」に基づき、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を指導

し、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築、整備、運用を行う。

- ・ リスク管理委員会は、リスク管理に関する当社及び子会社に必要な情報を共有し、会社の損失を最小化する活動を統括し、コンプライアンス委員会は、企業倫理やコンプライアンス精神の強化及び向上のため、具体的施策を立案、検討する。両委員会は、重要なものは取締役会に報告し、当社及び子会社の全使用人への教育に努める。また、監査等委員会及び内部監査室と連携し、問題点等を調査し把握するとともにその改善に努める。

(反社会的勢力排除に向けた基本方針)

- ・ 当社及び子会社は、反社会的な個人及び団体からの不当要求やそれらに対する利益供与を排除し、毅然として対決していくことを「トーアミ行動指針」に定めている。仮に反社会的勢力による事案が発生した場合には、管理本部総務部を統括部署として情報を一元化し、組織的に遮断するための体制を整え、グループとしての対処方針を「トーアミ・グループコンプライアンス・マニュアル」に定め、社内研修や啓蒙により周知徹底を図っている。また、地元警察署との連携を密にするとともに、反社会的勢力と関係遮断を目的とする団体に加盟し、外部情報の収集及び意見交換を行っている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部に総括責任者としての取締役を置き、「取締役会規則」「文書取扱規程」「機密文書取扱規程」「情報管理規程」及び「内部取引者の規制および内部情報の管理に関する規則」に基づき、情報の厳正管理と保存を行う。また、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行に係る情報の保存及び管理が関連規程に準拠し実施されているかを監査し、必要があれば取締役会に報告する。また、各取締役は、いつでもこの文書等の閲覧ができる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 代表取締役社長は、当社の属する業界を含めた将来的な事業環境を展望し、定めた年次経営目標が、業務執行部門の責任者によって確実に遂行されるよう指導、監督し、当該目標達成のための具体的な方針及び重点施策を指示する。
- ・ 取締役の職務執行は、取締役会の迅速な意思決定及び「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に定めた責任範囲及び権限に基づき遂行する。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社グループ会社の経営管理及び内部統制については、当社が子会社の自主性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき適切な管理運営を行い、グループ全体の経営効率と健全性を確保するため、子会社におい

て経営上重要な事項を決定する場合は、都度当社へ報告され、事前協議を行い、承認を得る体制としている。

- 当社の代表取締役社長は、グループ全体での業務の適正を確保するため、子会社の経営者と常日頃から経営状況に関する十分な協議と情報交換を行うとともに、当社の取締役等を子会社の取締役及び監査役として派遣し、子会社の取締役の職務執行を監視、監督し、業務執行状況を監査する体制としている。
 - 当社及び子会社に重要な影響を与える不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき、当社の代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速かつ必要な初期対応を実施すると同時に、損害及び影響を最小化するための体制を整えている。
 - 取締役会は、適宜グループ管理体制の見直しを行い、監査等委員会及び内部監査室が定期的に子会社の監査を実施し、グループ経営の適正な運営が確認できる体制としている。
- ⑤ 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 当社の規模及び監査の実務量から、常時補助部門及び専任の使用人は置かないものとするが、監査等委員会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く）と協議の上、監査業務を補助する使用人を決定する。
 - 監査補助者である使用人の人事に関しては、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、いかなる時も当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、使用人に対して報告を求めることができる。
 - 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社グループの業績や業務遂行に重大な影響を与える法令違反及び定款違反並びに会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
 - 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、当該報告を行った者に対して、それを理由とする不利益な扱いをすることは、「内部通報規程」により固く禁じている。

- ・ 監査等委員会が調査を必要とする場合には、随時当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び子会社の取締役並びに使用人に報告を求めることができ、また、議事録等の情報記録を閲覧できる。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他関係法令並びに内部統制評価基準に従い、内部統制の有効性を評価し、財務報告の体制を整備、運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行う。
- ⑧ 監査等委員の職務執行（監査等委員の職務執行に関するものに限る）について生じる費用又は債務処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員である取締役が、職務執行について生じる費用の前払い等の請求、又は支出した費用及び支出した日以後における利息の償還請求、負担した債務の債権者に対する弁済を請求した時は、担当部門において審議のうえ、監査等委員会の職務執行に必要でないと思えた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、当社の定める「取締役会規則」「コンプライアンス規程」「企業倫理規定」「トーアミグループ倫理規範」及び「トーアミグループ・コンプライアンスマニュアル」等に則り行動するとともに、有事対応に備え、「リスク管理規程」「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき企業リスクを抽出し、それぞれ開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において事案を審議・検討し、重要事項・必要事項に関しては取締役会に報告し対策を講じている。
 - ・ これらは監査等委員会へも報告されると同時に、監査等委員は毎月開催される取締役会にも出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視・監督している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社の取締役及び内部監査室は、取締役会その他の重要な会議ごとに作成される議事録が文書取扱規程に沿って適切に保管・管理され、随時閲覧又はその写しを入手できる体制となっている。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定時取締役会を毎月及び必要に応じて臨時取締役会が開催され、各議案の審議・決定の他、職務執行が効率的に実施できる状況が確保されている。

- ・ 業績の進捗管理及び重要業務の執行については、担当取締役の他、各事業部長等部門責任者からも随時報告させ、問題の検討を含む業務執行の適正を確保している。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社の代表取締役社長が、適宜子会社を訪問し、代表取締役相互の定期報告及び情報交換並びに指示伝達を行っている。また、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ることとしている。
 - ・ 子会社の自主性及び独自性を尊重しながら、グループ会社管理規程に基づき適正な運営管理を行うと同時に、コンプライアンス及びリスク管理体制においても共有し、子会社からは随時必要事項の報告を受けている。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 当社は、監査の規模等も勘案し専任の監査補助のための従業員は配置していない。必要に応じ本社の管理本部責任者が、監査等委員会の要請により随時熟練した管理本部社員を補助者として配置する体制を取っており、実務に当たっている。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員である取締役は、毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査等委員は、取締役会のみならず業務報告会及び各事業部の責任者を委員とするコンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会等の社内会議へも適宜出席し、法令順守に関する事項、リスク抽出に関する事項の他、取締役の業務の執行状況も把握できる体制を確保している。
 - ・ 本社管理本部責任者は、常時常勤監査等委員である取締役との報告及び情報交換の機会を持ち、業務の執行状況及び発生する諸問題等についても必要に応じ意見を求めている。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、会計監査人から事業年度の監査結果について定期的に報告を受ける他、法令に基づく内部システムの整備状況等も確認し、適宜会計監査人から監査状況を聴取している。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,406,855	流動負債	3,985,797
現金及び預金	2,134,395	支払手形及び買掛金	2,155,692
受取手形及び売掛金	3,739,177	短期借入金	1,259,000
電子記録債権	862,118	リース債務	17,327
商品及び製品	638,825	未払法人税等	20,805
仕掛品	363,067	賞与引当金	78,906
原材料及び貯蔵品	1,631,266	その他	454,066
その他	40,082	固定負債	724,374
貸倒引当金	△2,077	繰延税金負債	245,899
固定資産	5,825,326	リース債務	137,755
有形固定資産	5,052,546	役員退職慰労引当金	10,500
建物及び構築物	779,986	退職給付に係る負債	55,879
機械装置及び運搬具	488,132	その他	274,339
土地	3,652,503	負債合計	4,710,172
建設仮勘定	115,498	(純資産の部)	
その他	16,425	株主資本	10,501,727
無形固定資産	46,688	資本金	1,290,800
その他	46,688	資本剰余金	1,211,389
投資その他の資産	726,090	利益剰余金	8,096,026
投資有価証券	325,537	自己株式	△96,488
関係会社出資金	87,387	その他の包括利益累計額	20,281
関係会社長期貸付金	80,930	その他有価証券評価差額金	105,650
退職給付に係る資産	167,060	繰延ヘッジ損益	△1,243
その他	71,041	為替換算調整勘定	△26,072
貸倒引当金	△5,868	退職給付に係る調整累計額	△58,053
資産合計	15,232,181	純資産合計	10,522,008
		負債純資産合計	15,232,181

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,696,687
売 上 原 価		10,761,223
売 上 総 利 益		1,935,464
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,963,710
営 業 損 失		28,246
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,623	
受 取 賃 貸 料	18,308	
為 替 差 益	50,724	
そ の 他	24,061	107,718
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,118	
売 上 割 引	1,843	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	28,805	
そ の 他	2,351	40,119
経 常 利 益		39,352
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,250	6,250
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,172	9,172
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		36,430
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,604	
法 人 税 等 調 整 額	89,349	108,954
当 期 純 損 失		72,523
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		72,523

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度 期首残高	1,290,800	1,209,639	8,301,392	△104,134	10,697,698
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△92,676		△92,676
持分法適用範囲 変更による利益 剰余金減少高			△40,166		△40,166
親会社株主に帰属 する当期純損失			△72,523		△72,523
自己株式の処分		1,749		7,646	9,396
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	—	1,749	△205,366	7,646	△195,970
当連結会計年度末 残高	1,290,800	1,211,389	8,096,026	△96,488	10,501,727

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算定 額調整	退職給付に 係る調整額 累計	その他の利益 累計	
当連結会計年度 期首残高	134,428	△4,957	—	△68,393	61,077	10,758,775
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△92,676
持分法適用範囲 変更による利益 剰余金減少高						△40,166
親会社株主に帰属 する当期純損失						△72,523
自己株式の処分						9,396
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	△28,777	3,713	△26,072	10,340	△40,796	△40,796
当連結会計年度 変動額合計	△28,777	3,713	△26,072	10,340	△40,796	△236,766
当連結会計年度末 残高	105,650	△1,243	△26,072	△58,053	20,281	10,522,008

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社は、住倉鋼材株式会社の1社であります。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社は、SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANYの1社であります。
SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANYについては、重要性が増したため、当連結会計年度から持分法の範囲に含めております。
決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の12月31日現在の財務諸表を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
・時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② たな卸資産
商品、製品、原材料、仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械装置及び運搬具	2年～14年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残存保証の取り決めがある場合は、残存保証額を残存価額）とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。
ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債務
- ③ ヘッジ方針
外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債又は資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
なお、当社においては当連結会計年度末に、年金資産の額が退職給付債務の額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について

ては、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、主として発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	190,379千円
土地	294,121千円
計	484,501千円

上記の物件は、短期借入金 160,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,453,276千円

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形及び売掛金	325,451千円
支払手形及び買掛金	3,940千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	6,400,000	—	—	6,400,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	46,276	7.50	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	46,400	7.50	2018年9月30日	2018年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年6月27日開催の第80回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	46,400	利益剰余金	7.50	2019年3月31日	2019年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金の一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジ取引を目的とした為替予約取引を行っております。

また、デリバティブ取引は「デリバティブ取扱規程」に沿って、実需の範囲で行うこととしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,134,395	2,134,395	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,739,177	3,739,177	—
(3) 電子記録債権	862,118	862,118	—
(4) 投資有価証券	325,537	325,537	—
(5) 関係会社長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	93,262	93,262	—
(6) 支払手形及び買掛金	(2,155,692)	(2,155,692)	—
(7) 短期借入金	(1,259,000)	(1,259,000)	—
(8) 未払法人税等	(20,805)	(20,805)	—
(9) リース債務 (1年内返済予定を含む)	(155,083)	(155,083)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式は取引所の価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金(1年内回収予定を含む)

変動金利のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務(1年内返済予定を含む)

リース債務の時価については、支払利子込法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社出資金(連結貸借対照表計上額87,387千円)は、市場価格がなく、キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記は省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,700円73銭
2. 1株当たり当期純損失	11円73銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,349,846	流動負債	2,504,139
現金及び預金	2,097,878	支払手形	8,751
受取手形	1,151,743	買掛金	1,742,132
電子記録債権	603,486	短期借入金	240,000
売掛金	2,198,528	リース債務	17,327
商品及び製品	569,772	未払法人税等	20,700
仕掛品	339,890	未払金	156,707
原材料及び貯蔵品	1,363,801	未払費用	135,208
その他	25,534	預り金	16,574
貸倒引当金	△790	賞与引当金	66,890
固定資産	4,698,753	その他	99,847
有形固定資産	3,646,164	固定負債	470,742
建物	710,862	繰延税金負債	58,646
構築物	20,623	リース債務	137,755
機械及び装置	302,313	その他	274,339
車両運搬具	3,468	負債合計	2,974,881
工具器具及び備品	14,850	(純資産の部)	
土地	2,478,808	株主資本	9,969,311
建設仮勘定	115,238	資本金	1,290,800
無形固定資産	44,719	資本剰余金	1,211,389
ソフトウェア	42,691	資本準備金	1,205,879
その他	2,027	その他資本剰余金	5,509
投資その他の資産	1,007,868	利益剰余金	7,563,610
投資有価証券	325,537	利益準備金	128,430
関係会社株式	104,000	その他利益剰余金	7,435,180
関係会社出資金	182,432	別途積立金	6,500,000
関係会社長期貸付金	80,930	繰越利益剰余金	935,180
前払年金費用	250,735	自己株式	△96,488
その他	70,100	評価・換算差額等	104,407
貸倒引当金	△5,868	その他有価証券評価差額金	105,650
資産合計	13,048,599	繰延ヘッジ損益	△1,243
		純資産合計	10,073,718
		負債純資産合計	13,048,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,107,507
売 上 原 価		9,377,741
売 上 総 利 益		1,729,766
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,701,936
営 業 利 益		27,829
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,623	
受 取 賃 貸 料	15,873	
為 替 差 益	51,055	
そ の 他	20,803	102,356
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,850	
売 上 割 引	1,561	
そ の 他	2,072	6,484
経 常 利 益		123,701
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,059	6,059
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	8,725	8,725
税 引 前 当 期 純 利 益		121,034
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,572	
法 人 税 等 調 整 額	74,075	93,647
当 期 純 利 益		27,386

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,290,800	1,205,879	3,759	1,209,639	128,430	6,500,000	1,000,470	7,628,900
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△92,676	△92,676
当 期 純 利 益							27,386	27,386
自己株式の処分			1,749	1,749				
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,749	1,749	—	—	△65,290	△65,290
当 期 末 残 高	1,290,800	1,205,879	5,509	1,211,389	128,430	6,500,000	935,180	7,563,610

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△104,134	10,025,205	134,428	△4,957	129,471	10,154,676
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△92,676				△92,676
当 期 純 利 益		27,386				27,386
自己株式の処分	7,646	9,396				9,396
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△28,777	3,713	△25,064	△25,064
当 期 変 動 額 合 計	7,646	△55,894	△28,777	3,713	△25,064	△80,958
当 期 末 残 高	△96,488	9,969,311	105,650	△1,243	104,407	10,073,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前記に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法を採用しております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (2) 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	7年～47年
機械及び装置	2年～10年
 - (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額を残存価額）とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 ……外貨建予定取引、外貨建債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、事業年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	190,379千円
土地	294,121千円
計	484,501千円

上記の物件は、短期借入金 160,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,646,881千円

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は、次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	32,871千円
(2) 長期金銭債権	80,930千円
(3) 短期金銭債務	6,405千円

4. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当期の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	301,310千円
支払手形	3,940千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
① 売上高	109,783千円
② 仕入高	74,575千円
(2) 営業取引以外の取引高	3,434千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	229,850	301	16,900	213,251

普通株式の自己株式の株式数のうち、増加株式数301株は、端株の買い取り等によるものであり、減少株式数16,900株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	20,481千円
未払社会保険料	3,234千円
貸倒引当金	2,038千円
未払役員退職慰労金	81,773千円
ゴルフ会員権評価損	22,107千円
たな卸資産評価損	5,732千円
繰越欠損金	143,679千円
減損損失累計額	575,999千円
その他	11,564千円
小計	866,611千円
評価性引当額	△801,856千円
繰延税金資産計	64,755千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△46,627千円
前払年金費用	△76,775千円
繰延税金負債計	△123,402千円
繰延税金負債の純額	△58,646千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,628円27銭
2. 1株当たり当期純利益	4円43銭

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 森田 知之 (印)
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩本 吉志子 (印)

業務執行社員 公認会計士 岡本 匡央 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーアミの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーアミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 森田 知之 (印)
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩本 吉志子 (印)

業務執行社員 公認会計士 岡本 匡央 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーアミの2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社トーアミ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 川 保 ⑩

監査等委員 林 秀 春 ⑩

監査等委員 近 藤 正 和 ⑩

(注) 監査等委員林秀春及び近藤正和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案：第1号議案から第4号議案まで＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第80期の期末配当につきましては、株主の皆様への適正な利益還元を重視しながら、経営体質の強化及び将来の事業展開を総合的に勘案し、安定した配当を維持するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき7円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、46,400,618円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、決定手続き及び内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する社 株式の数
1	北川 芳 仁 (1969年8月8日生)	2001年 8月 当社入社 2008年 6月 当社取締役 2010年 6月 当社常務取締役 2011年 4月 当社関西事業部長 兼 中国事業部長 2013年 6月 当社代表取締役社長（現任）	295,196株
	[取締役候補者の選任理由] 北川芳仁氏は、代表取締役社長として溶接金網業界の動向を見極めつつ、当社の将来におけるあるべき姿の実現にむけて、独自の経営施策をもって積極的に取り組むと共に、企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化にも努めており、当社グループのリーダーとして適任であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
2	北川芳徳 (1941年8月25日生)	1963年 5月 当社入社 1973年10月 当社取締役 1980年10月 当社代表取締役社長 2013年 6月 当社代表取締役会長 2018年 4月 当社取締役会長 (現任)	17,200株
	<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>北川芳徳氏は、永年当社の代表取締役社長及び代表取締役会長として、当社及び当業界全体のリーダーとしての役割も果たし、また、現在はその実績と見識から、取締役会長として社長を支える立場で尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	服部利昭 (1954年6月3日生)	2004年12月 当社入社 2006年 6月 当社取締役 2008年 6月 当社常務取締役管理本部長 (現任)	17,100株
	<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>服部利昭氏は、当社の総務、人事、経理部門を統括する管理部門の責任者として、また、内部統制システムを含むリスク管理及びコンプライアンス体制の強化・運営を担う立場から、事業経営及び管理業務全般を担う十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	佐々木利昭 (1967年12月25日生)	1995年12月 当社入社 2008年 6月 当社取締役 (現任) 2011年 4月 当社中部事業部長 2013年 5月 当社中国事業部長 2013年 6月 当社関西事業部長 2015年 4月 当社海外事業推進担当 SMC TOAMI LLC 社長 2017年 4月 当社北九州事業部長 兼 南九州事業部長 (現任)	3,000株
	<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>佐々木利昭氏は、当社の千葉から宮崎に至る多くの事業拠点の責任者を歴任し、当社の事業エリアにおける広い見識を有していると同時に、ベトナムの合弁企業の社長としての経験もあることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
5	下田修一 (1964年11月20日生)	1989年 9月 当社入社 2016年 4月 当社北九州事業部長 兼 南九州事業部長 2017年 4月 SMC TOAMI LLC 社長 (現任) 2018年 6月 当社取締役 (現任) 当社海外事業推進担当 (現任) (重要な兼職の状況) SMC TOAMI LLC 社長	10,900株
[取締役候補者の選任理由] 下田修一氏は、当社の営業部門において十分な実績を持ち、また、現在はベトナムの合弁企業の社長として、現地での地産地消による新たなマーケットの開拓及び成長戦略の推進役としての重責を担いながら、主に東南アジアに関する市場調査にも努めていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	木村芳博 (1952年4月11日生)	2001年 7月 株式会社大和銀行 (現株式会社りそな銀行) 奈良支店長 2003年 1月 株式会社大和銀総合システム (現株式会社DACS) 営業部長 2005年10月 同社管理部長 2012年 4月 同社退職 2015年 6月 当社社外取締役 (現任)	0株
[社外取締役候補者の選任理由] 木村芳博氏は、金融機関における業務経験を活かし、企業を支援・育成するという観点から経営に関する中立的かつ客観的な指摘及び提言を行っており、社外取締役としての業務執行に関する監視機能の役割も十分に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 木村芳博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 木村芳博氏は、使用人であった他の会社と当社との間に人的関係、資金的関係その他の利害関係もないため、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 候補者 木村芳博氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしており再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 候補者 木村芳博氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	よしかわ たもつ 吉川 保 (1949年1月20日生)	1991年 8月 当社入社 1992年 4月 当社管理本部経理部長 1993年 6月 当社取締役 2012年 6月 当社常勤監査役 2017年 6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	11,700株
[監査等委員である取締役候補者の選任理由] 吉川 保氏は、当社の経理部長を歴任する以前から経理業務に従事し、同業務には十分精通していると同時に、財務及び会計に関する知識も豊富であり、また常勤監査役をも担った経験から、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
2	はやし ひではる 林 秀春 (1933年11月24日生)	1992年 6月 高松国税局長 1993年 7月 同国税局退官 1993年 10月 税理士事務所開業 2006年 6月 当社社外監査役 2017年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 林秀春税理士事務所 税理士 株式会社シマブンコーポレーション 社外監査役 株式会社フジデン 社外監査役	0株
[監査等委員である社外取締役候補者の選任理由] 林 秀春氏は、国税局勤務を経て税理士としての職務経験及び他社の社外監査役を兼任するなどの実績があり、財務及び経営に関する見識、経験も豊富であることから、当社の監査機能向上に大きく貢献しており、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 社 数 株 式 の 数
3	こ ん ど う ま さ か ず 近 藤 正 和 (1 9 5 0 年 6 月 2 日 生)	2003年 10月 株式会社りそな銀行 融資管理部主任審査役 2004年 3月 同行退職 2015年 6月 当社社外監査役 2017年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 日本エスリード株式会社 社外取締役 (監査等委員)	0株
[監査等委員である社外取締役候補者の選任理由] 近藤正和氏は、金融機関勤務において、主に融資・審査部門の要職を歴任するなど、企業の信用力及び経営分析並びに経営の再建に携わってきており、コンプライアンスに係る法務面からの提言及びコーポレートガバナンスの強化についての意見など、当社の監視体制の充実に関する幅広い見識も有していることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 林 秀春、近藤正和の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 近藤正和氏は、現在日本エスリード株式会社の社外取締役 (監査等委員) を兼任しておりますが、当社との人的関係、資本的関係その他の利害関係はなく、使用人であった他の会社と当社との間にも人的関係、資本的関係その他の利害関係はないため、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 候補者 林 秀春、近藤正和の両氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 候補者 林 秀春及び近藤正和の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間はいずれも本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
ふじきはるひこ 藤木晴彦 (1949年3月17日生)	2007年 7月 豊能税務署長 2008年 7月 同税務署退官 2008年 8月 税理士事務所開業 (重要な兼職の状況) 藤木晴彦税理士事務所 税理士	0株
[補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由] 藤木晴彦氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、税理士として幅広い税務に精通しており、取締役の職務執行に対する監督・監査に生かしていただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者としました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤木晴彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 藤木晴彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

<株主提案：第5号議案から第8号議案まで>

第5号議案から第8号議案までは、株主様（1名）からのご提案によるものです。

なお、提案株主の有する議決権の数は3,185個です。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

以下、各議案の件名、提案内容及び提案理由は、議案の番号を変更したことを除き、提案株主から提出された議案提案書の原文のまま、提案された順に記載しております。

第5号議案 定款の新設の件

(1) 役員報酬

役員報酬は当期純利益の10%以内とする。

理由 当社は経常赤字、純利益がマイナスでも役員報酬が支払われる間違い、株主への配当総額より役員報酬が高額である間違いを正す。役員報酬は当期純利益の10%以内とし、役員は純利益を向上させることにより報酬を得る。

(2) 役員退職慰労金制度の不採用

役員退職金制度は不採用とする。

理由 当社は、平成23年3月期に連結で減損損失28億65百万円1株当たり458.60円の損失を計上した。平成27年11月9日、業績予想の修正にて連結売上高15億円の減少を発表した。平成28年4月25日、純利益は増加させたが、さらに連結売上高5億円の減少を発表した。

平成28年11月7日、業績予想の下方修正を行い平成29年3月期通期連結業績予想は売上高137億円から25億円減少の112億円と発表した。

平成30年3月28日、特別損失及び特別利益の計上に関するお知らせにて、一部の事業所で収益性の低下が見られたため、財務健全性の観点から資産評価を実施したことにより、当社保有の固定資産の帳簿価格を時価まで減額し、減損損失2億21百万円の特別損失に計上する予定です。と発表した。

平成31年2月8日、平成31年3月期第3四半期決算短信にて、当第3四半期連結会計期間末の純資産は105億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億95百万円減少しましたと発表した。

平成23年3月期の特別損失から平成31年3月期に至る19年間は取締役の経営判断の誤り、能力の欠如が明らかである。よって定款に役員退職慰労金制度の不採用を定め、現在有る役員退職慰労金制度は定款にて廃止し積立済みの役員退職慰労金は支給しない。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度の不採用

譲渡制限付株式報酬制度は不採用とする。

理由 譲渡制限付株式報酬制度は株主総会にて承認されたが、赤字決算であっても譲渡制限付株式報酬を各取締役等に割り当てており制度設計に不備がある。当社取締役は減損処理、下方修正、純資産の減少を繰り返しており、株主総会にて選任されているが、上場企業の取締役として利益を計上する能力が欠如している。よって譲渡制限付株式報酬制度は不採用とする。

(4) 役員定年

役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けない。

理由 当社は上場企業であり経常黒字を継続して上げることを目的としている。加齢による経営判断の誤り、経常赤字、業績の下方修正、純資産の減少を繰り返す愚行を防ぐため、定款に役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けないと定める。

(当社取締役会の意見)

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(1) 役員報酬

当社は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億50百万円以内、うち社外取締役分は年額20百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とすることをご承認をいただいております。現在の役員報酬制度は、各取締役が担当する役割及び業務執行の内容並びにその遂行状況を精査しつつ、その範囲内において合理的かつ適正な報酬配分を実施し運営されております。

従いまして、株主様の意思を反映させた適切な報酬額と考えており、本議案で提案された定款の新設は不要と考えております。

(2) 役員退職慰労金制度の不採用

当社の役員退職慰労金制度は、一定基準のもとに見直しを実施し、2017年4月20日開催の取締役会決議をもって既に廃止されており、同年6月29日開催の第78回定時株主総会におきましても、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金の打切り支給についてご承認いただいております。

従いまして、本議案において提案された定款の新設は不要であると考えております。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度の不採用

当社は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬についてのご承認をいただいております。

本制度は株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価の下落を含めた変動リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上に貢献するためのインセンティブを与えることを目的とした制度であり、譲渡制限期間満了前に、任期満了または定年その他正当な事由によらず退任した場合、会社が当該株式を無償取得することとしており、将来においても、有能な人材の流出を防止する効果も期待できるものです。

従いまして、本議案において提案された定款の新設は不要と考えております。

(4) 役員定年

当社は、役員の前定年を定めた「役員の前定年に関する内規」に従い、取締役会において当該役員の前定年延長に関する経営上の必要性、妥当性等を十分に審議し、合議により決定しており、役員の前年齢のみを基準とする定款への規定新設は必要ないものと考えております。

なお、前定年後の役員に対し業務を委嘱する場合、前年培った能力、経験、実績等から、実務に則し、後進の育成等にも有用かつ必要であると判断する場合のみ委嘱をするものであり、名誉職等に該当するものではありません。

第6号議案 剰余金の処分の件

平成31年3月期の期末配当につきましては、期末配当1株につき22円50銭を提案いたします。

理由 平成7年の上場時の株価は1410円に対して平成31年4月23日終値は480円に低迷し1株当たり純資産1725円（平成30年12月末）の3分の1以下の評価しかされていません。半期配当1株につき7円50銭に期末配当1株につき22円50銭を加えて年間30円配当とし、配当政策により株式市場における当社の評価を向上させ、株主全員の利益とします。

配当財産の種類

金銭といたします

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円50銭といたします。

なお、この場合の配当総額は139,201,850円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年6月株主総会翌日といたします。

※（上記株主提案に対する注釈）

2019年3月31日現在の自己株式を除く発行済株式の総数は、6,186,749株です。よって、期末配当を22円50銭とした場合、配当総額は139,201,853円となります。

（当社取締役会の意見）

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、長期にわたり株式を保有いただいている多くの株主様に対して、安定配当の維持及びその向上に努めることが共通の利益に資するものと考えており、急激な事業環境の悪化により業績不振に陥った状況におきましても、この基本方針を貫く配当政策を実行してまいりました。

本総会第1号議案につきましては、第80期において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する結果となりましたが、前期の普通配当と同額である普通株式1株につき7円50銭の期末配当を提案しております。

今後につきましても、将来における機動的経営投資と財務体質の健全性とのバランスに配慮しながら、株主の皆様への利益還元を大前提に、安定した配当政策の実施を心掛けてまいります。

第7号議案 取締役2名解任の件

（1）北川芳徳取締役解任

平成7年の上場時の株価は1410円に対して平成31年4月23日終値は480円に低迷し1株当たり純資産の3分の1以下の評価しかされていません。

株主として当社の業績、発表を検査すると平成23年3月期に特別損失として連結で28億65百万円1株当たり458.60円の損失を計上。平成27年11月9日、業績予想の修正にて連結売上高15億円の減少を発表。平成28年4月25日、純利益は増加させたが、さらに連結売上高5億円の減少を発表。平成28年11月7日、業績予想の下方修正を行い平成29年3月期通期連結業績予想は売上高137億円から25億円減少の112億円と発表。

平成30年3月28日、特別損失及び特別利益の計上に関するお知らせにて、一部の事業所で収益性の低下が見られたため、財務健全性の観点から資産評価を実施したことにより、当社保有の固定資産の帳簿価格を時価まで減額し、減損損失2億21百万円を特別損失に計上する予定です。と発表した。

平成31年2月8日、平成31年3月期第3四半期決算短信にて、当第3四半期連結会計期間末の純資産は105億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億95百万円減少しましたと発表した。

広く一般から出資され、業績を向上させなければならない上場企業の取締役としての職務を執行できず、長年にわたる経営判断の誤り、能力の欠如が明らかである。よって、取締役を解任する。

(2) 林秀春取締役解任

平成30年1月5日、株主による総勘定元帳の閲覧を実施した結果、取締役不適格と判断する。

科目現金 2017年6月29日 交際費10000円 株主総会出席 車代 林取締役

他の社外取締役2名は 諸口 で公共交通機関利用額が記載され正しく会計処理されている。当社へは電車、バスを利用して株主総会に出席できるが、取締役がタクシーを利用した場合にも領収書にて交通費（諸口）として計上できる。しかし林取締役は領収書決済を行わず、現金10000円を受取り、当社は 科目現金 2017年6月29日 交際費10000円 株主総会出席 車代 林取締役 と交際費に計上した。取締役（監査等委員）が領収書を提出せず現金10000円を受取る、当社は取締役（監査等委員）に渡した現金10000円を交際費として計上する、この間違いを取締役（監査等委員）が総勘定元帳を検査せず修正しない、または検査はしても取締役（監査等委員）としての職務執行能力が欠如し修正できていない。平成30年6月の株主総会時点で修正しておらず取締役を解任する。

(当社取締役会の意見)

取締役会としては、本議案に反対いたします。

北川芳徳氏につきましては、永年にわたり当社グループの事業を指揮してきた実績を有し、そこで培った経験及び能力について十分に勘案し、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」において、取締役候補者といたしており、同氏を解任する理由はないと考えております。

林秀春氏につきましては、税務、経営に関する見識、経験ともに豊富であり、その知見は当社のコーポレートガバナンス体制に不可欠なものとなっており、同氏を解任する理由はないと考えております。

なお、指摘されている交通費の処理は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して処理されたものと認識しておりますが、指摘の2017年6月の事例以降、同様の処理をした実績はございません。

第8号議案 会計監査人（ネクサス監査法人）解任

林秀春取締役解任理由の当社が当社取締役（監査等委員）に渡した現金10000円を交際費として計上する、この間違いをネクサス監査法人が総勘定元帳を監査していれば修正を指導出来るが出来ていない、平成30年6月の株主総会時、北川芳仁取締役は監査法人が修正の必要なしと回答したと、株主の質問に回答しており、監査法人として職務執行能力欠如が明らかのためネクサス監査法人を解任する。

（当社取締役会の意見）

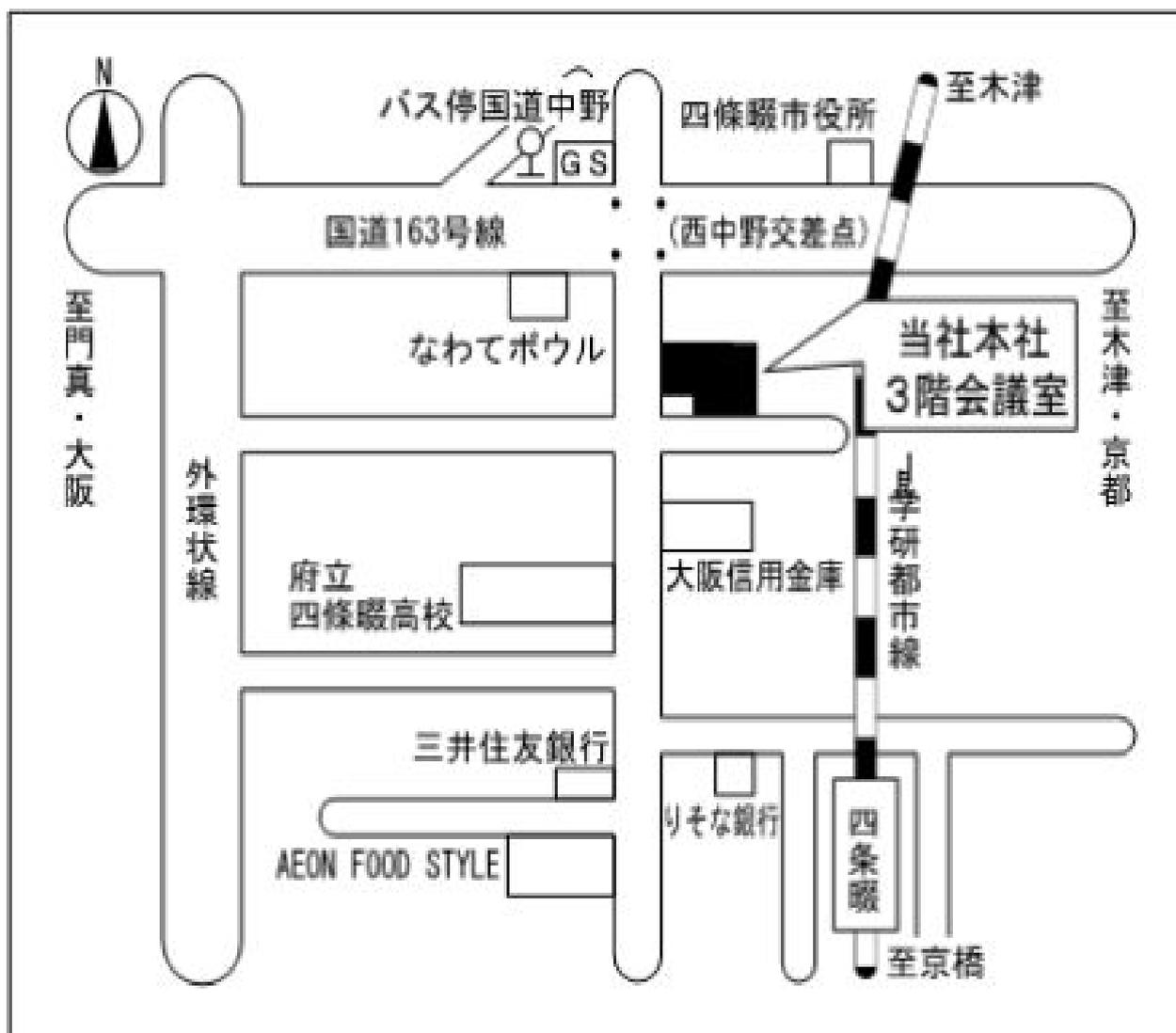
取締役会としては、本議案に反対いたします。

第7号議案の当社取締役会意見として記載したとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して処理されたものと認識しており、間違いとする根拠は存在しないため、解任する理由はないと考えております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府四條畷市中野新町10番20号
当社本社 3階会議室
TEL (072) 876-1121 (代表)



交通 ■ JR学研都市線四条畷駅より徒歩約15分
■ 京阪電車大和田駅より京阪バス(②③系統)にて
国道中野下車徒歩約3分